

**【概念・基本的考え方】****1 災害時のペット飼養に係る自助、共助、公助の考え方**

- ✓ 災害時の対応は被災者自身が生き延びるための努力を行う「自助」が基本であるとされている。
- ✓ このことはペットを飼養する飼い主にとっても同様であり、災害時のペットの保護対策は、飼い主の自己責任(自助)を基本とし、(地域や災害の規模態様などによっては、)住民同士の助け合いによる「共助」や行政による「公助」には限界があることを再認識すべき。
- ✓ 自らペットを守ることへの飼い主の意識向上が、自身の災害への備えにつながり、自助を強く意識した対策を講じることで、個々の防災力が高まり、「ペットを守りたいから災害に強くなった」といえるようになることが理想である。

## 【概念・基本的考え方】

# 2 大規模災害時に行政機関がペット救護対策を実施することの意義や目的の再整理

- ✓ 大規模災害時に行政機関が実施する対策は、被災者の救護の目的から実施するもの。被災したペットの救護対策も、一義的には、飼い主である被災者を救護する観点から、被災者が飼養するペットを適切に取り扱うようにするもの。（ペットを同行して避難する方は確実に多数存在するので、こうした避難者の安全な避難場所の確保等に十分に留意する。）
- ✓ また、飼い主に同行避難を推奨しているのは、①動物愛護の観点（被災者の心のケアの観点を含む。）だけでなく、②動物による人の生命・身体・財産への被害や生活環境保全上の支障の発生防止の観点から行われるべきものであることに留意。
- ✓ なお、大規模災害時には、数多くの対策が求められるため、通常時には行政機関が行っていた動物の保護対策が、大規模災害時には講じられないことが起こりえることに留意。
- ✓ ガイドラインの名称について変更を検討する必要がある。災害を乗り越えて飼い主がペットを飼い続けられるようにするための、災害時におけるペットの適正飼養の支援に関するガイドラインとしての性格を有する。

【概念・基本的考え方】

### 3 広域支援の考え方と受援体制の考え方

- ✓ 現行のガイドラインは東日本大震災の経験を踏まえて作成しているが、県庁等の行政機関や地方獣医師会等が機能できることを前提としている。熊本地震は県庁所在地の直下で発生し、行政機関の中核や獣医師会等も被災するに至った。
  
- ✓ 自治体や獣医師会等の中核が被災した場合、円滑な被災者支援（被災ペット救護対策）を実施するためには、自治体を越えた広域での支援が必要。また、自治体は、自らが被災地となった場合を想定した受援のあり方についての準備を進めていくことが必要。
  
- ✓ また、支援組織の多くが東京に集中していることから、首都直下型地震の対応について検討していくことも重要。

【概念・基本的考え方】

## 4 避難の考え方と同行避難、同伴避難の言葉の整理

- ✓ 「避難」とは、難を避けることであり、避難所に行くことだけでなく、自宅内でより安全な部屋に留まることや、避難所以外の安全な場所に移ることも含まれる。ペットと飼い主が同じ場所に居るときに発災した場合には、飼い主はペットと共に避難することが重要。
- ✓ 平成 26 年 4 月の改正災害対策基本法の施行により、まず命を守るために緊急に避難する「指定緊急避難場所」と自宅等で居住できなくなった場合に利用する「指定避難所」という考え方が導入された。
- ✓ また、首都直下型地震等を想定した場合、東京特別区等においては、在宅避難を推奨しており、一律に避難所への避難（移動）を推進することが適切とは言えない。災害の態様に応じての判断が必要。
- ✓ 自治体は避難方法の選択肢を示す必要があり、それを飼い主が判断することになる。また、避難の形態により、自治体が出来ること（公助）、出来ないことの整理が必要。
- ✓ 同行避難とは、まず指定緊急避難場所等の安全な場所までペットを連れて避難（移動）することであり、同伴避難とは、その後、避難所等の中でペットを連れて避難生活を送ることと整理できる。

### ※現行ガイドラインでの「同行避難」の定義

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

※同伴避難については、避難所敷地内で飼い主とペットがともに避難生活を送ること（ペットの面倒は飼い主が自らみること）を指していると考えられるが、同室で同居できるか否かについては明確でない。現実には、感染症対策や公衆衛生の観点から同室で同居できないケースが多いので、適切な呼称や定義について検討することが必要。

- ✓ 災害時に飼い主が外出していてペットの近くにいなかった場合の対応について検討し、準備しておくことが必要。（ご近所の方に不在の際のペットの救護を依頼しておくこと等は可能か）

## 【飼い主の事前の準備等】

### 5 同行避難を想定した、日頃からの飼い主による適正飼養の徹底

- ✓ 日頃からの適正飼養が、災害時の対策にとって重要であることをガイドライン等で強調しているが、徹底されていない。狂犬病予防法関係、各種予防接種、のみダニ駆除、クレートトレーニング等に加え、そもそも家族で同行避難が可能な飼育頭数に抑える等の適正飼養を飼い主に広く浸透させていくことが重要。
- ✓ 東日本大震災の経験から、「災害時は自助が8割」という意見がある。このような心構えを飼い主に普及させることが必要。

### 6 飼養形態別の避難先での飼養方法（室内飼い、外飼いなど飼養形態に応じた飼養方法）

- ✓ ガイドラインは、室内飼いの小型犬や猫には適しているが、外飼いの大型の番犬等については、避難先での飼養方法が異なる場合が見られる（応急仮設住宅で飼育する場合は室内飼いが原則のケースが多いが、室内犬と外飼いの番犬では飼育の容易さが異なる。）。動物の種別や普段からの飼養形態によって、避難のあり方や、避難後の飼養管理の方法は異なるのではないかと指摘されている。

### 7 同行避難後のペットの預かり先の確保について

- ✓ 同行避難した後のペットの取扱いについては、多様な選択肢があるものの、ガイドラインではそれらを明示できていない。自治体や飼い主に対して、避難後のペットの飼養方法としてどのような方式があるのかを示しておくことが重要。（災害の態様や地域の状況によって大きく異なるが、避難所での同居または別居、車中泊、ペットだけ自宅飼養、在宅避難（同居）、獣医師会等に預ける、ペットホテルや動物病院（有償）、知人・親類、民間シェルターに預ける等の選択肢が考えられる。）

【同行避難の受入れ対応等】

**8 避難所の体制整備やペット受け入れの際の避難所運営のあり方（ペットの飼養管理に関する災害支援パッケージの有効性検討）**

- ✓ 大規模災害時に全ての避難所においてペットの受け入れ体制を整備することには困難が伴う。避難所の管理者や自治体職員数に限りがある場合、ペットの受け入れについては、外部機関・団体等からのパッケージでの支援が必要とする指摘がある一方で、課題も多いと言われる。

**9 迅速な一時預かり体制の整備（入院等によりペットの行き先を確保する必要がある場合の受け入れ体制整備等）**

- ✓ 飼い主が緊急に入院を要する等の理由でペットの飼養を続けられない場合を想定し、震災直後からペットを無償で預かる仕組みが必要。

**10 感染症対策（特に、避難所や仮設住宅での、人畜共通感染症への注意）**

- ✓ 人間を救護するという観点からは、避難所等での感染症対策は重要。自治体は、人畜共通感染症等の発生を予防する観点から必要な措置を講じることが必要。

## 【官民連携による広域支援等】

### 11 広域連携の体制づくり（受援体制の整備を含め、大災害時には確実に必要になる広域支援をどのように整備するか）

- ✓ 3で述べた広域支援と受援のあり方について、実際に機能させるためには、日常からの体制づくりが必要。
- ✓ 災害時の広域支援に関して、自治体等における応援・受援本部の設置、応援・受援計画の策定、研修や図上訓練等の平時からの取組を、ペットの分野に関してどのように進めていくのか検討が必要。

### 12 現地動物救護本部の立ち上げの事前決定（災害発生前から現地動物救護本部の立ち上げや活動内容を改めて定める）

- ✓ 現地動物救護本部は災害時のペットの救護を円滑に行う上で重要な役割を果たしうる組織。しかし、発災後に立ち上げようとした場合、自治体や獣医師会の被災状況によっては立ち上げまで時間を要する。あらかじめ、災害の発生を想定した自動立ち上げの取り決めや、常設化等が重要。
- ✓ 被災地での立ち上げが困難な場合、隣接する他自治体による本部支援体制も検討すべきという指摘がある。

### 13 ペット災害対策推進協会の役割について

- ✓ 大規模災害時に中央に民間団体を束ねる支援組織があることは重要。大規模災害時にペット災害対策推進協会が果たしうる役割を踏まえたガイドラインの改訂を行うことが必要。
- ✓ 協会の存在を認知していない自治体もある可能性があり、普及が必要。

### 14 対策費用の財源確保（関係機関・団体間での費用の負担のあり方）

- ✓ 避難所や仮設住宅での対応その他、ペットの対策で要した費用の負担のあり方をあらかじめ整理しておくことが必要。ペットは個人の責任で飼養しているものであるため、費用について公的支援には限界がある。

## 【その他】

### 15 ボランティア（愛護団体）の行動範囲

- ✓ 災害時に被災地で活動を行うボランティア組織の活動について一定のルール（行動規範）の整備が必要。また、これらのボランティア活動を地域でコーディネートし、指揮監督する地元組織も必要。

### 16 特定動物を含む犬猫以外の動物への災害時対応

- ✓ 現行のガイドラインは犬猫が対象だが、犬猫以外で飼養されている動物の災害時対応について、飼い主の自己責任の下で、明確な対応方針を定めていくことが必要。
- ✓ 特定動物（危険動物）について、大規模災害時の逸走対策や万一の逸走時の事後措置について、より詳細な検討が必要。

### 17 多頭飼育等、普段からの不適切な飼養者への働きかけ

- ✓ 多頭飼育問題は各地の自治体が抱える大きな問題となってきたが、大規模災害時には多頭飼育者とペットの取扱いが大きな課題となりうる。大規模災害が発生した際、飼い主が対応しきれないような多頭飼育状態は、平常時から解消するようにしておくことが重要。

### 18 正確な情報の積極的な提供（SNS情報への対応）

- ✓ 災害発生後に救護や支援に関して様々な情報発信がなされるが、正確な情報の見極めが肝要。不正確な情報に基づく問い合わせ等が被災地の行政機関に殺到した場合には、救護対策の遅れをもたらすおそれもある。正確な情報の積極的提供が課題。
- ✓ 一方で、ペットを連れて避難生活を送り飼い主がどこに相談すれば良いのか分からないともされる。相談窓口の整備と公表・周知が課題。

### 19 災害時にすぐに利用できる簡潔な応急対策マニュアル（スターターキット）の整備

- ✓ 災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても機械的に準備が整えられるようなスターターキットを整備する。